

令和元年12月11日
三次市総務企画部総務課
三次市財務部財産管理課
三次市危機管理監危機管理課

追認議案の提出について

議会の議決を得ることなく、公用車による車両物損事故の損害賠償額を処理していた事案があることが判明しました。

このため、市議会12月定例会に市議会の追認議決を求める議案を追加提出しました。

今回の事案は、事務処理に当たり、関係法令等の認識を欠いていたことが原因であり、市民の皆様並びに市議会の皆様に深くお詫びを申し上げます。

1 事案の内容

平成29年5月28日に、三次市甲奴町内で発生した公用車による車両物損事故の賠償額を565,920円と定めることについて、市議会の議決を得ていなかったものです。

このため、遡って当該賠償額を有効なものとするため、市議会の追認議決を求めるものです。

2 今後の対策

職員の意識強化を図るとともに、担当部署だけでなく、損害賠償保険を所管する財産管理課で議案の提出の有無について、チェックを行うなどの方策を講じ再発防止に努めます。

本件に関するお問い合わせ先



三次市 総務企画部 総務課 (担当/東山)

電話番号：0824-62-6102 FAX番号：0824-62-6137

E-mail：soumu@city.miyoshi.hiroshima.jp

三次市 財務部 財産管理課 (担当/児玉)

電話番号：0824-62-6269 FAX番号：0824-62-6235

E-mail：zaizan@city.miyoshi.hiroshima.jp

三次市 危機管理監 危機管理課 (担当/白附)

電話番号：0824-62-6116 FAX番号：0824-62-2951

E-mail：kikikanri@city.miyoshi.hiroshima.jp

〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号